



マイナンバーカード、お持ちですか？

どうしてマイナンバーは必要なの？

マイナンバー制度には、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」という目的があります。

・国民の利便性の向上～面倒な行政手続きがカンタンに！

添付書類の削減などができるようになります。例えば、「保育園や幼稚園の利用に当たっての認定の申請」では住民票・課税証明書などの書類の提出が省略できるようになります。

・行政の効率化～手続きをムダなく正確に！

手続き業務に係る時間や労力が大幅に削減されます。

・公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止

所得や行政サービスの需給状況を把握しやすくなります。本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができます。

どんな時にマイナンバーは必要なの？

平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要です。具体的には、以下のようなケースで提供していただく必要があります。

- ・年末調整や、源泉徴収票の作成、雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- ・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ
- ・福祉や介護の手続きで市区町村へ
- ・税の確定申告などの時に税務署へ
- ・児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や保険組合へ
- ・生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ
- ・災害時の支援制度の利用申請時に市区町村へ
- ・アルバイトやパートを始める時にバイト先やパート先へ



マイナンバーカードって、どんなカード？

身分証にもなる顔写真付きのカードです。

ICチップの機能を使って、確定申告がオンライン（e-TAX）のできるなど、便利な機能があります。

- ・マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完結できます。顔写真付きの身分証明書としてもお使いいただけます。
- ・平成29年7月から始まる「マイナポータル」にログインできます。
- ・発行手数料は無料です。

マイナンバーのセキュリティは大丈夫？

個人情報を保護する制度やシステムの整備、法律に違反した場合の罰則強化など、安心・安全の確保に万全を期しています。

<マイナンバー制度のセキュリティ>

- ・番号確認と本人確認でなりすましを防止しています。
- ・マイナンバーの利用範囲や情報連携の範囲を法律で制限しています。
- ・情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などが講じられています。また、マイナンバーのみで個別の情報にアクセスできないため、芋づる式に情報が漏れることはありません。
- ・独立性の高い第三者機関（個人情報保護委員会）による監視、監督を行っています。
- ・法律違反には厳しい罰則があります。

<カードのセキュリティ>

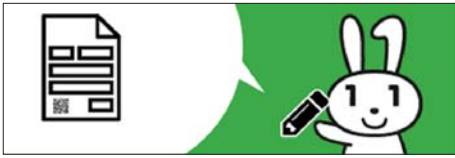
- ・ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- ・ICチップの利用には設定したパスワードが必要です。
- ・情報の不正な読み取りや、偽造ができないよう対策が施されています。
- ・マイナンバーカードを紛失しても、365日・24時間、コールセンターで対応します。



マイナンバーカードはどうしたらもらえるの？

住民票がある市区町村へ申請してください。郵便・パソコン・スマートフォン・まちなかの証明写真機から無料で申請できます。マイナンバーカード交付のお知らせが届いたら、お早目に受け取りをお願いします。

・郵送による申請



- ①個人番号カード交付申請書（通知カードとともにお送りしています。※）に署名または記名・押し印し、顔写真を貼り付けます。
- ②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。
※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

・パソコンによる申請



- ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- ②交付申請用のWEBサイト（「マイナンバー総合サイト」で検索してください。）にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

・スマートフォンによる申請



- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します
- ②個人番号カード交付申請書（通知カードとともにお送りしています。※）のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。
※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

・まちなかの証明用写真機からの申請



- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ②画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。
※対応している証明用写真機
(株)DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フォート(株)
富士フイルム(株)

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）※お掛け間違いのないようご注意ください。
平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30（年末年始を除く）

※マイナンバーカードの紛失・盗難によるカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。

●音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- ①通知カード・マイナンバーカードに関するお問い合わせ 「1番」
- ②マイナンバー制度に関するお問い合わせ 「2番」
- ③マイナンバーカードの紛失・盗難について 「3番」

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「マイナンバーカード」または、「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応

- ・マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・「通知カード」「マイナンバーカード」または、「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 0120-0178-27

WEBサイト

「政府広報オンライン」、「総務省」、「マイナンバー社会保障・税番号制度（内閣官房）」に最新情報、各種情報が掲載されています。

